

営利企業と公益企業の論理

－自由の「対立」「留保」「自制」－

小島 大徳

1 問題の所在と本論の概要

新たな経済状況の変化は、新たな経営形態の勃興を意味する。今日の資本主義経済体制において、主役としての座を守り続けてきているのは、いうまでもなく株式会社である。株式会社は、営利企業の代表格として、基本的な機能をほぼ変化させることなく、およそ400年にわたって光り輝く人類英知の賜物といっても過言ではない。20世紀に入ってから地球規模の経済成長と、それによる恩恵は、株式会社の存在なしでは考えることができないであろう。

しかし、株式会社の役割に否定的な見解を述べるつもりではないが、株式会社の存在に限界が生じてきていることも、先を見通すことができる研究者や実務家ならば、あるいは賢明な市民であれば、気づいていることであろう。一部の株式会社は、当初、考えもしなかったほど大規模化し、コントロールが利かなくなりつつある。そのため、今日では、株式会社制度の内部に、法令遵守の徹底、企業倫理の確立、社会的責任の浸透、などの精神論を基礎とした考えを取り入れるべく、要望と実践が行われている。だが、株式会社の基幹的制度を変更することなく、これら複雑な問題に対処することができるのであろうか。

また、市場の発展と社会生活の高度化にともなって、人々の関心も移り変わり、特に株式会社においては、株式会社内部で働くことと株式投資による利益に、もっぱら関心が集まることになる。つまり、株主の2大権利の1つである経営者の選解任に関心が薄れ、コントロールが利かなくなりつつある。そのため、機関投資家などへ物言う株主として自己の権利を依頼し、株式会社への監

視と監督を強めようとしている。だが、機関投資家も、株式会社であることが多く、加えて利益を求める集団であるのだから、あまりよくない言葉であるが、毒をもって毒を制すかの如く、株式会社の欠陥に対する根本的な解決にならないのではないだろうか。

実は、コーポレート・ガバナンスを研究する上で、主眼におくべき問題意識が上記の2つなのである。近年議論されているコーポレート・ガバナンスに過大な期待を寄せるべきではない、との警告を生かすのであれば、問題解決策は、新しい制度を設計あるいは新しい概念の導入の2つにありうろと考えている。本論で注目する最終的な組織体は、非営利組織である。最近では、営利と非営利の両組織の重なり合う活動領域が増えるとともに、両者の異なる点が薄れてきている。そこで、この営利と非営利の面する部分こそ、今日の資本主義経済社会における対立であり、新たな会社制度を生み出す原動力の1つである¹と初めのハードルを定めたところから、本論が始まるのである。

2 営利企業と非営利企業概念と存在意義

2.1 「責任」を論じる必要性

昨今、企業に対して求められ強制されるのは、多くの場合に「責任」である。このことは、企業社会的責任論や企業倫理論の発展に比例している。この原因は、幾つか考えられるが、市民社会を揺るがす大型企業不祥事や、世間と乖離した経営者倫理意識が明確に発現しているからであろう。人々の生命や財産に多大な影響を及ぼす企業経営の結果は、実に憂慮すべきであり、根本的な原因を解明すると共に、解決策の提示が早急に求められているのである。

このような議論には、2つの理由から疑問を感じる。それは、そもそも企業に法律で定められた以上の規制があるのかという疑問と、今日の社会的責任論は、企業という自由な存在に対して責任論をあまりに広く適用しようとしてはいないかという疑問である。後者の疑問は、しばらくしてから検討することにして、何よりもまず、企業に法律で定められた以上の規制（≡「責任」）があるのかということについて探らなければならない。

本論では、私が今まで、主にコーポレート・ガバナンス論を中心に企業を研

究してきたなかで発見した企業観に基づいて、企業の本質的理解を進めて生きたいと考えている²。そして、その論の中から浮き出てきた、今まであまり考えられることのなかった営利企業と非営利企業の分類や概念、そして存在意義について深く考察していきたいと考えている。

2.2 自由とCSR活動の行方

まず、企業経営の自由を考えるにあたり、具体例として適当なのが、昨今の経済発展に伴う企業経営の負の遺産を解消しようとする企業の社会的責任(CSR)論である。本論における結論から述べると、測定可能な負の遺産についてのみ、企業は法的責任として役割を果たすのであって、CSR活動全般を、企業の役割として全面的に企業経営の一部として加えるのは、抵抗があるという立場に立つ。なぜならば、これこそ、伝統や慣習、風習といった目に見えない根柢のないものによる、企業経営における自由の侵害であると考えからである。

ジョン・ミル(John Stuart Mill, 1806-1873)は、国家と社会との関わりを自由の観点から記した箇所において「個人の独立と社会による管理の均衡をうまくとるにはどうすべきかという実際的な問題になると、解決されている点はほとんどないのが現実である」と指摘しつつ、「慣習は第二の天性だといわれるが、それだけではなく、つねに第一の天性だと誤解されているのだ。…(中略)…人々が互いに課している行動の規則は、習慣になっているために疑問がもたれにくいのだが、それだけではない。行動の規則については一般に、他人に対しても自分に対しても理由を示す必要があるとは考えられていないので、習慣の影響がさらに強くなっているのである。人は通常、この種の問題では理由よりも感情の方が重要なので、理由を明確にする必要はないと考えているし、哲学者として認められたいと望む人もこの考えを後押ししている³」とする。

このようなジョン・ミルの考えは、現代の企業におけるCSRを考える上でも、重要な課題を提示している。まずは、私たちにとって習慣あるいは当然と思っているCSR活動が、本当に重要なのかという問題を、今日のCSR研究をする前段階に挿入する必要があるように思うのである。そして、このCSR活動に関して、研究者や実務家自身が感情的になっていないかも検討する必要がある。

なぜならば、普段は感情的になることが不見識とみられる社会においても、慣習を守らないことに感情的になることは正当化されるからである。

企業経営における自由を責任と読み替える風潮は、企業倫理にも当てはまる。法律を守ることが最低限とされる論拠は、その当時の市民の合意に依拠すると考えるべきであり、法律を絶対視して、不磨の大典として依拠すると考えるべきではない。企業倫理は、法学の世界での「悪法も法か」という永遠に解決されない課題にも通じる、大問題であることを自覚させてくれる。

2.3 CSR論の解決のために

これまでCSRの本質的問題について言及したので、つぎは今日的CSR論争の問題点を指摘したい。CSR研究の難しさは、企業内部の「企業の思い」と企業経営の発現としての「経営行為」の両面から検討することが必要であることにある。そして、最も困難な作業が、企業内部の「企業の思い」を如何に判別するかであり、その次に困難な作業が、企業経営の発現としての「経営行為」を如何に測定するか、ということにある。前者の「企業の思い」は、いわゆる戦略的CSRなのか、心からの慈善活動としてのCSRなのか、という疑問として例えて説明すると分かりやすいであろう。このことを分けて検討しなければ、CSRの本質に接近することができないが、それが容易にできることではないということは想像に難くない。これをCSRの第1の問題と呼ぼう。後者の「経営行為」は、経営活動として、CSRを市民側および企業側で測定する方策についてである。企業経営は、常に測定、つまり監査できる記録を残し、常に開示を行うことを前提にせねばならないのである。これをCSRの第2の問題と呼ぼう。

第1の問題は、企業がCSR活動を戦略的CSRと認識し、将来、収益をあげることを目的とする、実質的な営業活動を行ったとし、それを第三者が社会に対する無償の慈善活動だと判断した場合に起こる。企業倫理やコンプライアンス経営は、プログラムを策定し経営者の道德心などを高め、企業市民としての役割を説く。これは、内心と発現が異なる場合を、どのように説明するのかという必要に迫られるであろう。

第2の問題は、経営活動は、原則として全てを明らかにする必要があるが、測定不可能なCSR活動を開示および評価しなければならない場合に起こる。企

業経営の測定方法は、一般に公正妥当と認められる会計基準によるが、近代株式会社以降、科学的に行われている経営管理は、評価の段階で、立証されていないかあるいは可能性がある程度の方非科学的な測定によって行われてよいのかという問題に直面する。これは、「CSR活動は企業価値」を高めるということを証明する必要に迫られるであろう。

3 企業経営における「自由」

3.1 社会システムと「自由」の概念

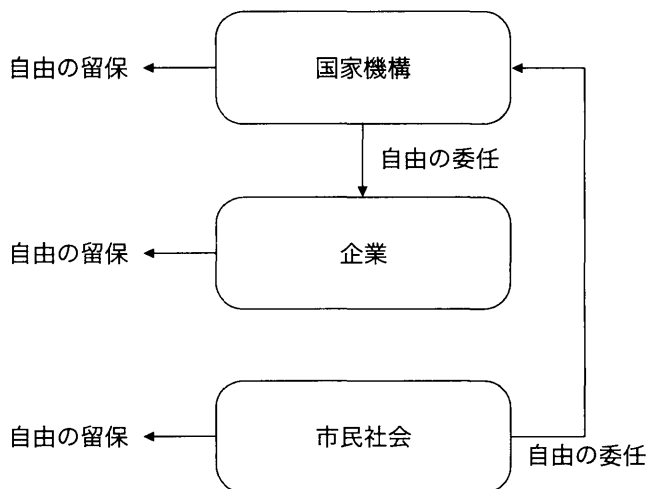
本論では、国家の自由、市民社会の自由、経営者の自由の3つの企業経営に関係する自由のうち、最も重要と考えている経営者の自由に焦点を当てる。経営者の自由には、厳密に3つの概念が内包されている。これらを詳細に検討することで、最終的にコーポレート・ガバナンス論や企業倫理論、企業社会責任論の核心的概念が浮き彫りになるのである。

さて、基本的人権⁴を保持し、自由が約束されている人は、その基本的人権と自由を最大限増幅させるために、国家機構を策定した。その国家機構を定めるのが、市民社会が国家機構の基本的構造と国家機構に課した責任を規定した憲法である。つまり、ここでは、市民社会によって国家機構に自由の委任が行われているとみることができよう⁵。

くわえて、国家機構が市民社会の自由増幅の責任を自ら行うのには限界がある。そこで、国家によって、制度が作られ、運用しているのである。その主役は企業である。企業は、国家の策定した法令の範囲内において経済活動を行うことが許される。他方、この企業に参加するのは市民なのであるから、準則主義などにあらわれるように、法令の範囲内であれば自由に参加することができる制度を設計しているのである。以上のことは、再三にわたって、指摘してきた⁶。

このような構図を表したのが、図1である。上記の理論を簡潔にまとめると、市民社会によって国家機構に対して自由の委任が行われ、国家機構によって企業に対して自由に人が行われる。この委任関係が継続するに伴って、自由の概念は縮小することになる。さて、ここで重要なのが、自由の委任が行われる際

図1 自由の委任と自由の委任



(出所) 筆者作成。

には、必ずや「自由の留保」が行われているということである。まず、市民社会レベルにおける自由の留保の発現は、革命権や改革権である。また、国家機構レベルにおける自由の留保は、行政指導や裁判権である。ここまでの流れは理解できようが、自由の留保の内容が何なのかについて、興味が沸くことであろう。

3.2 自由の留保の内容

自由の留保は、当然に、市民社会における自由の留保と国家機構における自由の留保の2つがある(表1参照)。市民社会における自由の留保は、営利活動にそぐわない市民活動を内容とする。この活動は、(1)市民活動が自主的に市民生活・市民共同生活を豊かにするため行う活動、(2)市民が自主的なコミュニティーを策定し、主張や相互扶助を国家という枠組みを超えて行う活動、の2つに分けることができる。まず、(1)については、NPO(ボランティア)を具体例としてあげることができ、基本的に法令によらなくとも活動することが

表1 自由の留保の具体的内容

自由の留保	具体的内容	事 例
市民社会における自由の留保	営利活動にそぐわない市民活動	<p>(1)市民活動が自主的に市民生活・市民共同生活を豊かにするため行う活動である。 [具体例] NPO (ボランティア) [特徴] 基本的に法令によらずとも活動することができるが、税制などの優遇策を得るために、法律により、組織などを細かく規定されることがある。</p> <p>(2)市民が自主的なコミュニティーを策定し、主張や相互扶助を国家という枠組みを超えて行う活動である。 [具体例] NGO (非政府組織) [特徴] 近年では、国家レベルの国際機関に参加するなど、大規模なNGOは、国家と同等のレベルでの取り扱いがなされるようになってきている。</p>
国家機構における自由の留保	民間会社に委任できない非営利活動	<p>(1)公益となる活動であり、かつ個人レベルで行うことに支障がある場合、法人化し、公益目的を達成しようとする活動。 [具体例] 公益法人、財団法人 [特徴] 法人の活動自体に営利性を有さないが、国家機構によって管理することが適切ではない資本市場の枠組みにある。</p> <p>(2)一定のレベルの能力を確保し、免許を出すことにより、高度な専門知識を認め、市民生活を円滑に行えるようにする活動。 [具体例] 独占業務 (医師、弁護士、公認会計士、税理士など) [特徴] すべて法律が存在し、細かな規定に適合、あるいは考査により免許を付与する。</p>

(出所) 筆者作成。

できるが、税制などの優遇策を得るために、法律により、組織などを細かく規定されることがあることを特徴とする。また、(2)については、NGO (非政府組織) を具体例としてあげることができ、国家レベルの国際機関に参加するなど、大規模なNGOは、国家と同等のレベルでの取り扱いがなされるようになってきていることを特徴とする。

一方、国家機構における自由の留保は、民間企業に委任できない非営利活動を内容とする。この活動は、(1) 公益となる活動であり、かつ個人レベルで行うことに支障がある場合、法人化し、公益目的を達成しようとする活動、(2)

一定のレベルの能力を確保し、免許を出すことにより、高度な専門知識を認め、市民生活を円滑に行えるようにする活動、の2つに分けることができる。まず、(1)については、公益法人や財団法人を具体例としてあげることができ、法人の活動自体に営利性を有さないが、国家機構によって管理することが適切ではない資本市場の枠組みにあることを特徴とする。また、(2)については、独占業務（医師、弁護士、公認会計士、税理士など）が具体例としてあげることができ、すべて法律が存在し、細かな規定に適合、あるいは考査により免許を付与することを特徴とする。

3.3 市民社会における自由の留保

市民社会における自由の留保と、国家機構における自由の留保の両者で、最大の相違は、2つ存在する。第1に、市民社会における自由の留保は、前国家的人権に基づく権利であるが、国家機構における自由の留保は、後国家的人権の範囲内で行われる。第2に、市民社会における自由の留保は、法規制や指導などのルールや罰則が存在しないが、国家機構における自由の留保は、基本的に憲法に基づいて主権者たる市民の意向を後ろ盾とし、法令による制限や指導、勧告などが行われることである。

つまり、自由の留保とは、自らが独占して発揮する活動と言い換えることができる。もちろん、制度の整備を行うにあたって、国家機構が法令を策定し制度化することもあろう。しかし、市民社会の意志と国家機構の意志が完全に合致していなければ、紛争が起こりえることになる。これらの現れが、開発や環境問題に対する市民の行政訴訟である。突き詰めていくと、これが自由の対立⁸なのである。

自由の対立を避けるために、一般には自由の留保が行われると考えても問題はない。だが、自由の留保の一番悩ましい問題は、慣習法や自然法に依っているということである。つまり、何処の範囲までが市民社会の自由の留保として確定されるべきなのかという問題である。近年では、ソフト・ローに対する議論が静かにかつ活発に行われているが、この緩やかな遊びこそが、対立の基であり、自由という概念が生まれる余地なのであると考えている。

さて、市民社会が企業経営の自由を直接拘束することはない。しかし、最終

表2 市民社会における自由の留保

市民社会における自由の留保の種類	具体的内容	事例
最終的市民としての承認	最終的な意志の存在主体として、企業経営で市民社会の意向に反する事態が起こった場合、直接行動を行う。	不買運動、内部告発

(出所) 筆者作成。

的な意志の存在主体として、企業経営で市民社会の意向に反する事態が表面化した場合、直接行動を起こせるのが問題になる。たとえば、企業不祥事が起こった場合に、消費者が不買運動を行ったり、企業の従業員が内部告発を行ったりする行為は、市民社会において留保した自由の発現であると認識することができる。

3.4 国家機構における自由の留保

国家機構における自由の留保は、市民社会における自由の留保よりも、よりはっきりと現れることになる。これは、国家という存在が憲法または法律によって形成されているため、会社の存在も会社法制度において明確に規定されているからである。このような性質の国家機構における自由の留保は、「特許主義に基づく企業の設立要件」と「独占業務の付与」との2つがある。

まず、特許主義に基づく企業の設立要件は、自由な経済システムに設置することが適切でない企業種別、および一定の認証が伴う法人種別に対して、行政が一定の基準に基づいて、法人として活動できるように、法人を認証することに意義がある。たとえば、医療法人、公益法人、宗教法人などが該当する。ただし、この分野の法人は、医療法人などの非営利企業と、宗教法人などの認証法人とに分かれる。

また、独占業務の付与は、職業を選択することの自由および自由な経済システムのなかでも、特定の専門的職能にあつては、国家によって付与された免許を必要とすることをいう。この独占業務の付与によって、最終的に市民社会の混乱を防ぎ、安定した市民生活を営むことができる一助となるのである。たとえば、弁護士や公認会計士、税理士などを思い浮かべるとわかりやすい。なお、

表3 国家機構における自由の留保

国家機構における自由の留保の種類	具体的内容	事例
特許主義に基づく企業の設立要件	自由な経済システムに置くことが適切でない企業種別、および一定の認証が伴う法人種別に対して、行政が一定の基準に基づいて、法人として活動できるように、法人を認証する	医療法人、公益法人、宗教法人
独占業務の付与	専門的知識を保証し、専門家として活動する免許を付与し、市民活動を円滑に営ませる。	弁護士、公認会計士、税理士

(出所) 筆者作成。

多くの場合、法人設立の要件に厳格な規制を付すことが多い。これは、個人レベルにおいて規制がなされるのであるから、法人レベルでも規制がなされて当然という考えに立脚するのであるが、近年では、免許を持った者が法人を設立する場合は、特別に認めるとの流れにある。

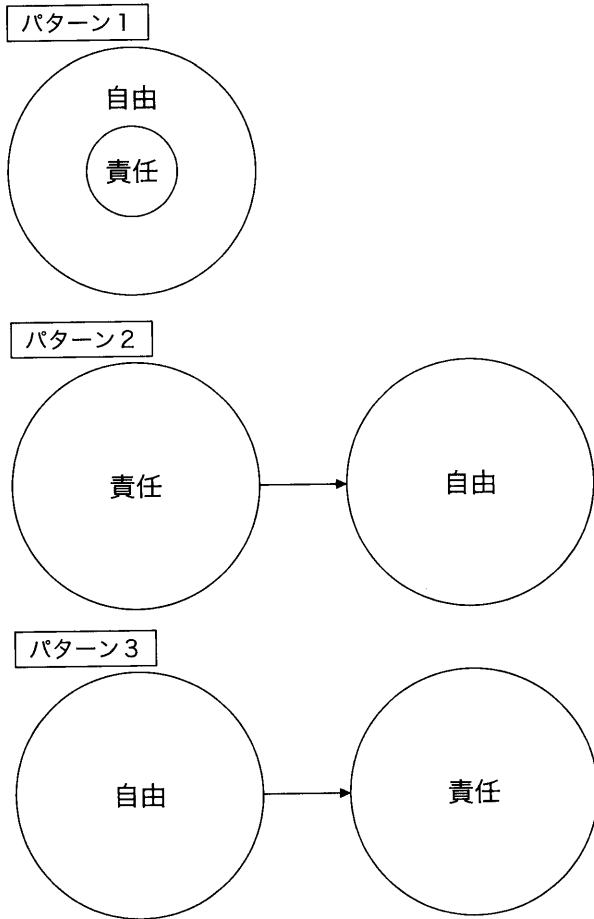
4 自由と責任から自由と自制へ

4.1 自由の自制

自由を語る多くの場合、かならず責任が論じられるのであるが、責任の理解の仕方にも、幾通りかのパターンに分かれる。大まかにそれを分類すると、3つに分けることができよう。1つ目は、「自由があるのは、責任を内身に保持しているからである」である。2つ目は、「自由を享受できるのは、責任を果たしてからである」である。3つ目は、「自由を行使した後は、責任が待っている」である。これらの3つを詳細に検討すると、自由と責任を論じる立場においても、大きく考え方に隔たりがあり、企業経営の自由を検討するにあたり、大きな相違が生じるものと考えられる。

ただ、自由と責任のとらえ方は、おおむね、「表裏一体」と捉えられる向きがあり、自由を保持したならば、同等の責任を伴うという表現で、おおむね間違いはないであろう。しかし、本当にそのように考え行動するのが正しいので

図2 従来の「自由」と「責任」の考え方

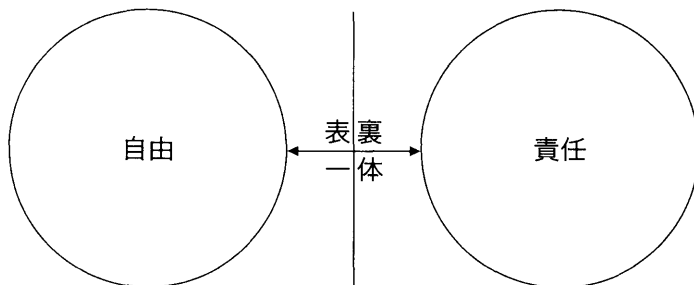


(出所) 筆者作成。

あろうか。ここで、大いなる問題提起をしなければならないのである。

企業経営は、市民社会の経済的利益の極大化のために、市民社会から経済活動における委任を受けて、その限りにおける自由を行使する権能を有する。そうすると、企業に責任を押しつける論法は成り立つはずがない。たとえ企業が

図3 表裏一体な自由と責任



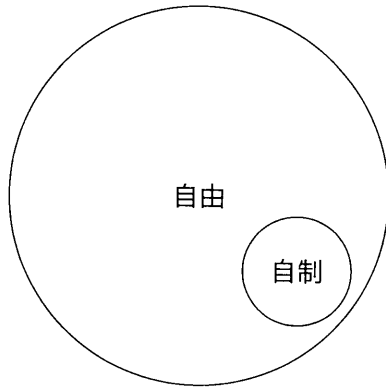
(出所) 筆者作成。

悪さを起こしたとしても、その責任は市民社会全体で受けるべきである。なお、このような考えは、極論でもなんでもなく、大企業破綻、殊に銀行などの破綻における公的資金投入は、市民の税金を最終的に一般企業に充てる、という事例をみると理解できるのである。それに、このようにしか解決策がないともいえる。なお、いわゆる企業市民論は、企業を市民としての責任ある行動を求めるところに最終的な主眼が置かれており、自由という意味での企業経営を指し示しているわけではないことを注意しなければならない。

これが正しい理解であるとする、企業経営において、「自由」と「責任」では、説明がつかない。責任といった独立した倫理規範に基づく基準によって、企業経営活動を制限するのではなく、企業活動の自由を経営者自らが自制する行動とするべきである。つまり、企業経営は、市民社会から与えられた経営の自由を基本に持ち、市民社会や政府における留保を除き、自由を根拠とした自制を行う。その自制には、CSR活動なども含まれ、これはあくまで自由の発現であり、責任ではないと考えなければならないのである。本論では、「自由」と「自制」と使用するのが、最も妥当だと考えている。

これらの考え方は、社会的責任論以外にも、今日のトピックであるコーポレート・ガバナンスや企業倫理にも共通する考え方となろう。3つの領域を共有する考え方が合ってこそ、今後の経営学の発展と、企業経営の発展が保証されるであろう。

図4 自由と自制



(出所) 筆者作成。

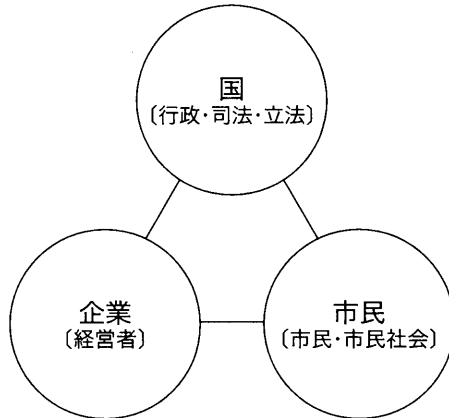
4 自由の対立と自由の自制、自由の留保

4.1 「国」「企業」「市民」の自由

今日の企業を巡るいろいろな問題は、今まで、政官財、つまり政（政治家）、官（官僚）、財（財界）の3者の利権構造と説明するのが有名であるが、経済や経営の分野において、国（行政・司法・立法）、企業（経営者）、市民（市民・市民社会）の3者の枠組みで対立や協調が行われているとするのがよいであろう。そうだとするならば、この国、企業、市民の3者によってチェックアンドバランスの緊張関係にあるのが最も理想的な姿となろう。逆を言えば、3者のいずれかの関係において、癒着などが生じた場合に、不祥事が生じる危険性が高まる、あるいは生じたことになる。この構造をみると、広い意味のコーポレート・ガバナンスは、この3者が如何なる関係にあるのかを問う学問領域であるともいえよう。

新自由主義という概念が生まれ、グローバル化に相まって、瞬く間に世界に広まった。この概念は、経済システムの自由化を基礎としているため、今まで形作られてきた法人制度にも影響を与えるようになる。小泉純一郎内閣（2001-2006）時における経済財政諮問会議などは、行政と経営者によって経済政策が

図5 現代における企業を巡る問題の関係図



(出所) 筆者作成。

決定実施されていた舞台であったともいえる。各方面のニーズに応えるためには、市民社会（この場合は立法府）と国家機構（この場合は行政府）が共になって、経済システムを作り上げることが重要となってくる。

一方、自由の対立の表れからであるとしても指摘できよう。その顕著な例が民営化問題である。たとえば、郵政民営化問題では、「官から民に」を基本理念として、官営から民営へと移管が議論された。これは、国家機構に組み入れられていた郵政事業を、企業へと自由の委任が行われた最たる事例なのである⁹。

4.2 市民社会の構造と自由の留保

郵政民営化問題は、市民社会の構造および自由の対立、自由の自制、自由の留保を考える上で、近年において最もわかりやすい例である。それでは、郵政民営化問題から、国家構造の仕組みと民間企業の仕組みを検討することにする。旧郵政事業と旧郵政公社は、それぞれ国家行政組織法および郵政事業庁設置法、日本郵政公社法により設置がなされた国営企業である。これらの事業形態の特徴は、国の方針の行政庁に一部として、あるいは指導に基づいて運営されるこ

表4 郵政民営化問題に現れる自由の対立

	旧郵政事業	旧郵政公社	郵政株式会社
組織	国営	国営	民営
根拠法	国家行政組織法 郵政事業庁設置法	日本郵政公社法	会社法
特徴	(1) 行政庁の一部として運営される。 (2) 構成員は国家公務員である。 (3) 国家機構の一部の事業体であるから原則として税金がかからない。	(1) 国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的とする。 (2) 構成員は国家公務員(特別)である。 (3) 国営であるから原則として税金がかからない。	(1) 経営方針・配当・事業の解散など、法令や定款に従って自由に行うことができる。 (2) 構成員は非公務員である。 (3) 民間企業であるから税金が課税される。

(出所) 筆者作成。

とにある。これらの組織は、旧郵政事業においては郵政事業庁長官を、旧郵政公社においては郵政公社総裁を、総務大臣が実質的に選任することから、行政の強力な影響力に基づいて運営される。一方、郵政株式会社は、会社法に規定に基づいて株式会社としての経営を行うことになる。この組織は、一般の株式会社と同様に、株主総会において経営者を選任されることから、法令の範囲内で自由な経営を行うことができる。

これらは、国家の自由において運営されていた事業を、会社の自由において経営される事業として、委任が行われた最もわかりやすい事例である。このような民営化は、経済の自由化や民間を活性化するための方策として行われることが多いが、自由の主体が変更されたことが重要なのである。郵政株式会社の事例の他に、国営鉄道からJRへなどの事例を検討すると、さらに理解が進むことになる。

5 本論の結論と展望

経済システムを形作る主体は、システムである以上、法令による。そして、法令を守ることが企業経営の基本とされている。確かに、そのとおりである。しかし、「社会全体、あるいは社会のうちのとくに強力な部分の好悪の感情こ

そが、全体的な規則を決め、それを遵守させるために法律の罰則や世論の制裁を設けるうえで、實際上、主要な要因になっているのである¹⁾とする。今日の社会世論の動向をみるに、社会が感情的なまで企業経営の自由を縛り、営利的な成果による経済社会の発展よりも、社会的な貢献を求める風潮を肯定する土壌を理解することができる。

さて、多様化する今日において、ボランティア思想という営利とは根本的に異なった発祥から発展した活動がみられるにつき、今のままのシステムで適用可能なのかという問題をはらんでいる。これは、少し大袈裟にいうならば、人類利益に役立つのかという問題である。つまり、企業利益の極大化が人類利益の極大化に繋がらなくなる。

この問題提起は、実のところ、今日の経済の中で明確に現象として現れているのであるし、実際に議論も活発に行われている。それは、企業倫理の問題や社会的責任論の再台頭である。これらの論に対する批判をたびたび行ってきたが、その理由は、根本思想として営利を保持している企業に、非営利活動を「責任」「倫理」として押しつけているところにある。簡単に言えば、企業倫理で法令遵守を唱えながら、法令に定めのないところまでを責任と言い、そのように反論すれば、倫理の問題であると言う。制度論争なのか哲学論争なのか、あるいは混同しているのか、この不整合に皆はあまり気づかない。

もちろん、大企業が、いわゆる社会的責任を果たすべきだという考えに賛同する。しかし、これらのことを話し合う前提問題が欠けていると論じている。それは、私たちの行動様式にあった法人制度を論じ、作り上げることなのである。その動きは、先進各国において、水面下で始まっており、これらの動向を検討し、現在の課題を精査することで、新しい法人制度を形作っていかねばならないであろう。

注

1 その他にも、高度経済成長を遂げている新興国間における経済摩擦の結果として生じる可能性の高い会社制度や、文化の対立が著しい地域における会社制度などを注目している。

2 小島大徳 [2008] などで述べているように、自由を基礎に置いた企業経営および自由の概念を大切にしたい会社制度の創設と運営のことを指す。このことについては、本論でも後に述べる。

3 ジョン・ミル (John Stuart Mill) [2006] 17頁.

4 基本的人権と人の人権を表記しているが、この場合、人権と表記しても差し支えない。基本的人権とは、人たるすべての自由と言い換えることもできる。なお、この基本的人権の表記は、日本国憲法の記載に合わせたものである。

5 なお、ここで享受という語を使用しなかったのは、享受が受益という他力的な意味を含んでいるからである。厳密に言えば、享受とは、基本的人権に基づく自由にあらわれない事象を受けることである。しかし、そのような考えは、現代市民社会においてありえないのである。

6 本稿の基礎となったこれまでの論は、小島大徳[2007]および小島大徳[2008]を参照していただきたい。

7 本来、前国家時代には税制という概念がないのであるから、ここで「優遇」と使用することに違和感がある。つまり、優遇とは、「給付」と同じく、与えられるものという含意があり、市民社会が元々持っているものを市民が「優遇を受ける」と表現するのは、性格ではないということである。だが、ここでは、わかりやすく論を展開するために、一般に税制などを語る上で使用されている「優遇」という語を使用することにする。

8 自由の対立に関する詳細は、小島大徳 [2008] を参照していただきたい。

9 この郵政民営化法案を時の首相が国会に提出し、衆議院で小差において可決し、参議院で秘決された。そして、首相が民意を問うとして衆議院を解散した。この行為に対して、メディアや学会から、衆議院で可決し参議院で否決した法案について、可決した衆議院を解散するとはけしからんとの声が大勢を占めた。しかし、市民社会の委任で国家機構の自由が裏付けされているのであるから、委任者に確認する行為は、しごく正当であり、これ以上に確かなことはないのである。ひとまず、種々の批判はあるものの、首相に解散権があるという手続きを認めているのは、市民社会と国家機構との自由の委任関係があることに依るものである。

10 ジョン・ミル (John Stuart Mill) [2006] 22頁.

参考文献

小島大徳 [2009a] 「企業倫理論の視座」『国際経営論集』第37号, 神奈川大学経営学部, 59-66頁.

小島大徳 [2009b] 「社会的責任の基礎理論」『国際経営論集』第37号, 神奈川大学経営学部, 59-66頁.

小島大徳 [2008] 「自由の対立」『国際経営論集』第36号, 神奈川大学経営学部, 119-134頁.

小島大徳 [2007] 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂.

小島大徳 [2004] 『世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の体系化と企業の実践—』文眞堂.

小島 愛 [2008] 『医療システムとコーポレート・ガバナンス』文眞堂.

平田光弘 [2008] 『経営者自己統治論』中央経済社.

ジョン・ミル (John Stuart Mill) [2006] 『自由論』光文社.